



札幌市立南月寒小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 はじめに

平成27年4月1日に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、南月寒小学校では、下記のようにいじめ防止に取り組んでいく。

まず、いじめの防止は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことを基本に取り組んでいく。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応の充実を図る必要がある。関係機関との連携を図り、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

本校では、以下の点について全教職員が共通認識に立ち、いじめ防止に向けた取組を進めていく。

- ①いじめは、どの子どもにも起こりうるものであること。
- ②いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残すこと。
- ③いじめは、教師や保護者の目の届かないところで起きていること。

3 いじめ防止のための基本姿勢

本校では、以下の5つの点をいじめ防止に向けた基本姿勢と位置付け、「いじめ」に対して全教職員が計画的・組織的に対応するとともに、「いじめは、人として絶対に許されない」という認識を子どもの中に育むことが大切であると考えます。

- 1 いじめは絶対に許されない、見過ごしてはならないとの認識に立つ。
- 2 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。
- 4 校内だけではなく外部関係機関とも連携し、組織的に対応する。
- 5 いじめ問題に対して学校・家庭・地域が一体となって取り組む。

4 いじめ防止対策の組織

本校では、校長の監督の下、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期解決等について日常的に情報を共有し、指導や対応等について協議・決定・共有する。

(1) いじめ防止対策委員会の構成員・役割

①構成

- ・ 校長・教頭・主幹教諭・子どもの安心部長・担任外・当該学年担任・養護教諭
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- ・ その他、必要に応じて医師や警察、スクールロイヤー等の関係機関、専門家の方

②役割

- ・ いじめに関わる情報の集約、検討
- ・ いじめの認知や解消の件数、認知した個別の対応状況の共有
- ・ いじめが発生した際の組織づくり・運営
- ・ 発生したいじめ事案への対応

(2) いじめ防止対策委員会の開催

- ①定例の会議を月1回開催し、毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数、個別の対応状況について共有する。(生徒指導年間計画への位置付け)
- ②構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- ③いじめに係るアンケート実施後はいじめ防止対策委員会を開催し、アンケートの結果や面談等の内容について検討する
- ④開催の際は、必ず会議録を作成し記録・保存する。

(3) 組織的な対応

「報告・連絡・相談・確認・迅速」を基本姿勢として、いじめの見逃しゼロの徹底を図り、担任などの個人に委ねることなく組織的な対応を心掛ける。

(4) 外部関係機関、専門家、教育委員会との連携

- ①いじめの状況や内容に合わせ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医療機関、家庭児童相談所、児童相談所、札幌市教育委員会等と連携を図り、いじめの早期解決に当たる。
- ②緊急性の高い事案や重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会と連携を図って対応する。

(5) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した場合は、児童の命や安全を守ることを最優先に、学校として警察へ相談・通報し、適切な援助を求めるとともに、連携して対応する。

5 いじめ防止に向けた取組

(1) 未然防止に向けた取組

① 温かい学級風土づくり

- ・ 自己有用感を高め、居心地のよい学級風土をつくる。
- ・ 違いや多様性を認め合う思いやりのある人間関係を育む。
- ・ 「いじめは絶対に許さない。」「いじめの兆候を見逃さない。」「気になることは大人に伝える。」ことを共有する。

② 豊かな心の育成

- ・ 自他の命と人権を尊重しようとする意識を高める指導を充実させる。(道徳等)
- ・ 人との関わり・つながりを重視した教育活動を充実させる。(ギンナン活動等)
- ・ 3つの「あ」(あいさつ・歩き方・後片付け)や温かい言葉遣いの指導を充実させる。
- ・ 児童委員会や学級活動での子どもの自発的な活動を大切にする。

③ 「関わり合い」を重視した授業づくり

- ・ 子ども一人一人が主体的に考え、関わり合いながら問題解決に向かう授業を構築する。

④ 子ども理解の充実

- ・ 子どもの安心部を中心に「学びの支援交流会」や「研修会」等を実施し、子ども理解の充実を図る。

⑤ いじめ問題に係る研修会の実施

- ・ いじめ問題や命の大切さに係る研修会を実施し、いじめ問題についての理解を深めるとともに、ゲートキーパーとしての実践力を高める。

⑥ 情報モラル教育の充実(インターネット上のいじめ防止)

- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深めネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。特に、インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為については、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・ 家庭や地域とも連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

⑦ 保護者や地域との連携

- ・ いじめ防止基本方針について、懇談会や学校ホームページ、学校だより等で掲載・説明し、いじめの定義や学校の取組等の共通理解を図るとともに、保護者や地域と連携・協働していじめの防止にあたるよう呼び掛ける。

(2) 早期発見に向けた取組

① 連携体制の確立とともに、子どもを常に見守り、日常的な観察を丁寧に行う。

- ・ 担任一人で抱え込まず、気付きや事実を迅速に共有する。
- ・ ICT等を活用し、複数の教職員が個々で集めた情報を、速やかに集約・共有できるようにする。
- ・ 複数の目で、あらゆる場面で、いじめの兆候の発見に努める。
- ・ 校内の人間関係にとどまらず、児童会館や少年団活動等の人間関係の把握にも努める。

② 情報を受け止める教育相談体制の整備

- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図るなど、組織として子どもの悩みを積極的に受け止める教育相談体制の充実を図る。

③悩みやいじめに関するアンケートの活用

- ・学期に1回「悩みやいじめに関するアンケート」を実施し、子どもの悩みやいじめの兆候の発見に努める。
- ・いじめられている、悩みがある子どもについては、聞き取り調査を行い、情報をいじめ防止対策委員会で共有するとともに、事実関係の把握といじめの認知を行う。（いじめのサインチェックシートの活用）

（3）早期対応に向けた取組

- ①客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるように、アセスメントシートを活用し、事実関係の把握やいじめの状況、対応内容についていじめ防止対策委員会で検討する。
- ②いじめの状況や内容によっては、教育委員会や関係機関等と連携を図って対応する。
- ③事実関係に基づく、被害児童への支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針を決定し、関係する保護者への連絡や連携等の対応について組織的に実施する。
- ④被害児童への支援については、スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアにあたる。

（4）いじめ問題の解消

- ①いじめ解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。
- ②被害児童及び保護者との面談を通して、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ③加害児童の保護者についても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ④いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態（少なくとも次の2つの要件が満たされている必要あり）

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（5）重大事態への対応

①重大事態

- ・児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
児童が自殺を企図した場合
身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②発生時の対応

- ・ 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 当該事案に対処するための組織を設置し、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 被害児童・保護者に対し、事実結果から事実関係やその他の情報を適切に提供する。

(6) 学校の取組の評価

- ①学校評価の項目にいじめの防止等の取組に関する項目を位置付け、いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行う。
- ②学校評価において、目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげていく。

(7) 個別の対応状況に関する記録及び引継

- ①悩みやいじめに関するアンケート調査用紙及びデータは、中学校にその用紙を引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。
- ②アセスメントシートについては、児童の進級や進学、転学にあたって、次の学年や学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ③いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級や進学、転学にあたって、次の学年や学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

6 いじめ対応フローチャート

